

必要書類一覧(○印の書類は必ず提出してください。△印は受任者を設けている場合に必要です。)

	変更届	登記事項証明書	印鑑証明書	委任状	実印変更届	使用印鑑変更届	登録許可・認可等 (注4)	事業所カード (市内業者のみ)
	指定様式または任意様式	複写可	複写可	任意様式	指定様式または任意様式	指定様式または任意様式	複写可	指定様式または任意様式
【代表者】 商号又は名称	○	○	○	△	○(注3)	○(注3)	○	
【代表者】 代表者名	○	○	○	△	○(注3)	○(注3)	○	
【代表者】 所在地	○	○		△			○	○
【受任者】 営業所の名称	○			○		○(注3)	○	
【受任者】 受任者名	○			○		○(注3)	○(注5)	
【受任者】 営業所所在地	○			○			○	
印鑑(実印)	○		○	△	○			
印鑑(使用印)	○			△		○		
許可登録等(注6)	○						○	
TEL・FAX・メール	○							
インボイス登録	○(注7)							
登録抹消	○							

(注1) 組織名等には「ふりがな」を記載してください。

(注2) 所在地変更の場合は、郵便番号も記載してください。

(注3) 実印及び使用印鑑に変更が無い場合は、提出する必要はありません。

(注4) 「変更登録許可・認可等」の必要書類の例

登録業種	必要書類
【工事 登録業者】	建設業許可 変更届出書(様式第二十二号の二)
	※大阪府の建設業許可 変更届出書は表紙(受付印つき)も含む。
【コンサル 建設コンサルタント登録業者】	国土交通省地方整備局への変更届出書 ・ 受任者名のみの変更の場合は不要です！
【コンサル 測量登録業者】	
【コンサル 地質登録業者】	
【コンサル 建築設計登録業者】	建築士事務所協会への変更届出書(建築士法第23条の5の規定) ・ 受任者名のみの変更の場合は不要です！

※ この必要書類の例は一部であり、登録業種によっては国又は都道府県等の公共団体に登録許可を取得し、変更内容について、変更届出を提出しなければならない場合があります。

その場合については、その変更届出書の写しを提出してください。

(注5) 工事登録業者のみ必要です。※建設業法施行令第3条に規定する使用人である場合

(注6) 「許可登録等」の必要書類の例

登録業種	事由	必要書類
工 事	建設業許可の更新	建設業許可証明書または建設業許可通知書(3ヶ月以内)の写し
	経営事項審査の更新	経営事項審査総合評定値通知書の写し
コンサル	建設コンサルタント等の更新	建設コンサルタント等 登録通知の写し(地方整備局長発行)
	建築士事務所登録の更新	建築士事務所登録証明書の写し(3ヶ月以内)

(注7) 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」から、インボイス登録番号の記載のあるページを印刷したものまたは「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写しを添付のこと。

(注8) その他、提出書類及び記載事項に変更が生じたときで、上記に記載のないものは、契約検査課にご相談ください。

(例: 市内業者で工事の場合、技術者の追加、削除等や経營業務管理責任者など。市外業者の場合、合併や事業譲渡など。)